



平成30年7月13日（金）		岐阜県発表資料	
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	馬場 正	内線 3062 直通 058-272-8389 FAX 058-278-2672

平成30年7月豪雨による被災中小企業者を支援する 「災害復旧資金」の運用を開始します

今回の豪雨により、被災された中小企業者の事業復旧を支援するため、県制度融資「災害復旧資金」の運用を開始します。

災害復旧資金の概要

1 資金名

「平成30年7月豪雨災害復旧資金」（災害復旧資金）

2 対象要件

次のいずれにも該当する者。

- ア 平成30年7月豪雨による被害を受けたことについて、事業所の所在する市町村長から罹災の証明を受けている者。
- イ 平成30年7月豪雨による被害額（見込みを含む）が直近の決算の売上高の10%以上となる者。

3 融資条件

- ・融資限度額：運転・設備 8,000万円
- ・償還期間：運転資金 7年以内（据置1年）
設備資金 15年以内（据置2年）
- ・融資利率：年0.8%
- ・信用保証料：免除

4 取扱期間

平成30年7月13日（金）から~~6か月間~~平成31年1月31日（木）まで

5 申込先

県内各金融機関

※当該資金は、災害救助法の適用、またはそれに準ずる被害が発生した際に運用を開始。

※前回は、平成17年豪雪災害時に運用。